



## 年末調整の確認

給与の支払者は、毎月の給与の支払の際にあらかじめ決められた源泉所得税を徴収することになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と完全には一致しないのが通常です。

この不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでおります。

多くの給与所得者は、1つの勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。このような人については勤務先での年末調整により所得税額の精算が済んでしまう為、確定申告の手続を行う必要がないですから多くの方にとって年末調整は税額計算を確定させる非常に重要な手続きとなります。

### 令和5年分の年末調整の変更点

今年の年末調整については昨年同様に行っていたければ問題ありません。年末調整の変更点としては扶養親族に非居住者がいる場合のみ注意が必要です。

変更となった非居住者の扶養親族についてお伝えします。

令和4年と令和5年の扶養控除等異動申告書の項目を見比べてみると以下の項目が変更されております。

非居住者である親族、生計を一にする事実欄にチェック項目が増えています。

非居住者を扶養親族者とする場合の範囲が変わりました。

令和5年1月1日より30歳以上70歳未満の非居住者につきましては扶養親族から原則除外されます。

ただし30歳以上70歳未満の非居住者であっても次に掲げる場合のいずれかに該当する人であれば、令和5年1月1日以降もこれまで通り扶養親族となります。

- (ア) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- (イ) 障害者
- (ウ) 扶養控除の適用しようとする居住者から、その年において生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者

留学生であっても、上記に該当する方については☑をすることにより扶養対象であると判断します。

年末調整で上記(ア)、(ウ)の該当者に対して扶養控除の適用を受ける場合は、扶養控除等申告書以外に次のような書類の確認が必要となります。

- (ア) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者

現行の親族関係書類※1に加えて当該扶養親族が扶養控除対象に該当する旨を証する書類（在留カードや留学ビザ等の書類）及び送金関係書類※2

- (ウ) 扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において、生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者

当該親族が対象者であることを明らかにする書類（現行の送金関係書類で、その年における生活費又は教育費に充てるための支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類）

扶養判定については令和5年分以降の所得税について適用されるため、令和5年以降の給与及び年金の源泉徴収税額に影響しております。

非居住者である扶養親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16 歳以上 30 歳未満又は 70 歳以上		「親族関係書類」 ※ 1	「送金関係書類」 ※ 2
30 歳以上 70 歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「親族関係書類」 及び 「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ 所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払いを 38 万円以上受けている人	「親族関係書類」	「38 万円送金書類」 ※ 3
	上記①～③以外	扶養控除の対象外	

※1「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類になります。

- ① 戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り。）

※2「送金関係書類」とは、次の書類で、所得者が本年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにするものをいいます。

- ① 金融機関の書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりその所得者から国外居住親族に支払をしたことを明らかにする書類
- ② いわゆるクレジットカード発行会社の書類又はその写しで、国外居住親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを提示して、その国外居住親族が商品等を購入したこと等により、その商品等の購入等の代金に相当する額の金銭をその所得者から受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

※3「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、所得者から国外居住親族各人への本年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

## 年末年始の予定

2023 年を振り返りますと今年は5月のコロナ自粛解禁以降、無菌、除菌環境もだいぶ緩くなったせいか、私個人としてはほぼ毎月のように風邪等の感染症を拾いよく体調を崩しました。さらにはまさかのコロナ陽性にもなり、約1週間外出自粛の身となりました。コロナ禍では除菌に気を配り3年間病院から遠のいていた生活から一遍し、今年は5月以降毎月体調不良で内科へお世話になりました。

数年の間に除菌生活になれ本来の免疫力が低下しているのかもしれない。

今年の初もうでのおみくじには、体調を崩しやすい年とあり、それがどうしても気になり、神社お寺をかえてはおみくじを引き、気がついたら4件回りおみくじを引くことになりました。いずれも似たような結果でした。答え合わせの結果は上記の通りでしたから、今になって思えば運命には逆らえない年となりました。健康こそ財産としみじみ思う1年でした。

今年は令和 5 年12月 29 日（金）から令和 6 年1月3日（水）まで年末年始のお休みといたします。年始は令和 6 年1月 4 日（木）より通常どおり業務をいたします。（担当 芝事務所：山本 修）